



熊本県公報

号外 第 37 号
平成 24 年 8 月 7 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 1

告 示

熊本県告示第 961 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 24 年 8 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小地野永谷線	阿蘇市波野大字波野 3580番18地先から 同所 3578番15地先まで	前	4.6 ～ 6.0	148.0	仮設道路の設置
			後	4.6 ～ 6.0		
				9.0 ～ 13.6	137.0	

2 区域を変更する期日 平成 24 年 8 月 7 日

熊本県告示第 961 号の 3

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 24 年 8 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小地野永谷線	阿蘇市波野大字波野 3580番18地先から 同所 3578番15地先まで	137.0	仮設道路の設置

2 供用を開始する期日 平成 24 年 8 月 7 日